

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社栄開発

2026 年 10 月 30 日

株式会社北日本銀行

目 次

企業概要	3
1. 事業概要	5
1.1 事業内容	5
2. サステナビリティ活動	7
2.1 環境面の活動	7
2.2 社会面の活動	9
2.3 社会経済面の活動	11
2.4 社会面・社会経済面の活動	11
3. インパクトの特定・評価	13
3.1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた包括的分析	13
3.2 個別要因を加味したインパクトエリア・トピックの特定	14
3.3 インパクト評価および SDGs との関連	16
3.4 インパクトニーズの確認	20
4. KPI の設定	22
4.1 環境面	22
4.2 社会面	23
4.3 社会経済面	24
5. マネジメント体制	25
6. モニタリング	25

北日本銀行は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト金融原則に則り、株式会社栄開発（以下、栄開発）の企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

北日本銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、栄開発に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施した。

今回実施する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	300,000,000 円
資金使途	設備資金
モニタリング期間	2026 年 10 月 30 日～2029 年 10 月 5 日

企業概要

企業名	株式会社栄開発
本社所在地	岩手県北上市村崎野 22-154-4
事業拠点	<p style="text-align: center;">本社事務所</p>  <p style="text-align: right;">出所：栄開発提供資料</p> <p>宮城工事事務所：宮城県名取市大曲布田 157 福島工事事務所：福島県南相馬市原町区大木戸南東方 34-1</p>
従業員数	69 名（2026 年 3 月 31 日時点）
資本金	5,000 万円
業種	土木工事業
事業内容	土木工事請負、建設機械賃貸（オペレーター付）、建設材料販売（土砂、レキ土、岩ズリ、碎石、山砂）、産業廃棄物収集運搬
許認可	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可 <p>岩手県知事（特-26）第 8115 号：土木/とび・土工/舗装/水道施設工事業</p>
沿革	<p>1985 年 4 月 設立</p> <p>1991 年 6 月 岩手県知事許可（般-3）第 8115 号 取得</p> <p>1991 年 9 月 本社所在地を岩手県北上市村崎野に移転</p>

	<p>2004 年 10 月 岩手県知事許可（特-26）第 8115 号 取得</p> <p>2013 年 3 月 宮城県名取市に宮城工事事務所を開設</p> <p>2014 年 4 月 福島県南相馬市に福島工事事務所を開設</p> <p>2014 年 6 月 本社敷地内に建設機械の工場新築</p> <p>2022 年 1 月 新生事業承継株式会社が発行株式 100%を取得 SBI ホールディングス傘下となる</p> <p>2025 年 2 月 オリエンタル白石株式会社が発行株式 100%を取得 オリエンタル白石グループへ参画</p>
社訓	<p style="text-align: center;">～ 技術・信頼・貢献 ～</p> <p style="text-align: right;">出所：栄開発ホームページ</p>
企業理念	<p>一．街づくり、国土作りのプロフェッショナルとしての自覚と誇りある栄開発</p> <p>二．技術の研鑽を通して創り出す信頼と限りなき発展の栄開発</p> <p>三．仕事を通して社会に貢献し、仕事を通して社員の幸福を実現する栄開発</p>

1. 事業概要

1.1 事業内容

栄開発は、岩手県北上市に本社を置き、東北地方一円を営業エリアとして土木工事業を主に展開している。主な施工対象は、造成工事、道路土工事、河川・海岸土工事、ダム工事、治山工事に加え、公共工事および災害復旧工事など多岐にわたる。

同社は、大型建設機械（バックホー、ブルドーザー等）を多数保有しており、その保有台数は東北地方でも有数の水準にある。これにより、大規模土工を伴う工事や、短期間での施工が求められる案件に対しても、柔軟かつ機動的な対応が可能な体制を構築している。

また、災害発生時には復旧工事を通じて地域の早期復興に寄与しており、東日本大震災以降は各地の復興工事に尽力してきた点も、同社事業の重要な特徴である。

<栄開発の強み>

➤ 熟練オペレーターと先進設備による高い施工技術力

同社には、経験年数 20 年以上に及ぶ熟練重機オペレーターが多数在籍しており、それぞれが高度な操作技能を有している。また、低燃費かつ操作性に優れた油圧ショベル、ブルドーザー、重ダンプトラック等の大型建設機械を他社に先駆けて導入しており、多様な現場条件や発注者ニーズに応じた柔軟な施工対応を実現している。

これらの人的資源と設備の組合せにより、大規模土工から短工期案件まで幅広い工事に対応可能な施工体制を構築している。

➤ 人材育成と事業承継による施工体制の維持・強化

同社では、社員の技能向上を目的として資格取得に係る講習や特別教育を積極的に受講させており、その費用についても会社が負担する体制を整えている。また、ICT 技術や遠隔操作等の新技術については若手社員を中心に習得を推進する一方、ベテラン技術者が現場管理や指導を担うことで、技能の継承と現場力の維持を図っている。さらに、高齢技術者についても若手への指導役として活用することで、長年培われた知見やノウハウの承継を進めている。

➤ 関係者との連携を重視した施工品質の確保

工事品質の確保にあたっては、発注者が定める品質基準に準拠しつつ、元請企業、下請業者および資材供給業者との密なコミュニケーションを重視している。現場においては、関係各社との情報共有を徹底することで認識の乖離を防止し、施工成果物の品質維持に努めている。

このような現場運営により、下請としての役割を踏まえつつ安定した施工品質を確保している点が同社の特徴である。

<主な施工実績>

同社はこれまで多様な工事実績を有しており、以下は直近約 10 年間の主な施工実績を工種別に整理したものである。

工事種別	件数	内訳
造成工事	10 件	工業団地造成、エネルギー関連施設等
道路土工事	15 件	国道・高規格道路、トンネル関連工事等
河川・ダム関連工事	5 件	河川掘削、ダム関連掘削・整備等
最終処分場関連工事	4 件	産業廃棄物処理施設の造成・拡張工事等
災害復旧・治山工事	3 件	農業用施設復旧工事、防災・減災関連工事等

<主な保有設備>

同社は、大型建設機械を中心に、掘削、運搬、整地等の各工程に対応する多様な施工機械を保有しており、一連の土工工程に加え、大規模土工にも対応可能な体制を構築している。

掘削：バックホー 51 台 コマツ製 PC700LC 	整地：ブルドーザー 19 台 CAT 製 D10T 
運搬：ダンプ 33 台 ハイドレマ製 912GHM 	大規模土工：キャリオールスクレーパー※ 6 台 国土開発工業製 15SBW 

その他建設機械	
スクレーパー2台、破碎機2台、モーターグレーター2台、ホイールローダ4台、油圧ブレーカー9台、ツインヘッド1台、油圧式鋼板移送機1台	
<p>破碎機 サンドビック製 QJ241</p> 	<p>モーターグレーター コマツ製 GD675</p> 

出所：栄開発ホームページ

※土砂の掘削・運搬・整地を一体で行う機械

2. サステナビリティ活動

2.1 環境面の活動

<ICT 施工の活用等による施工効率化と環境負荷の低減>

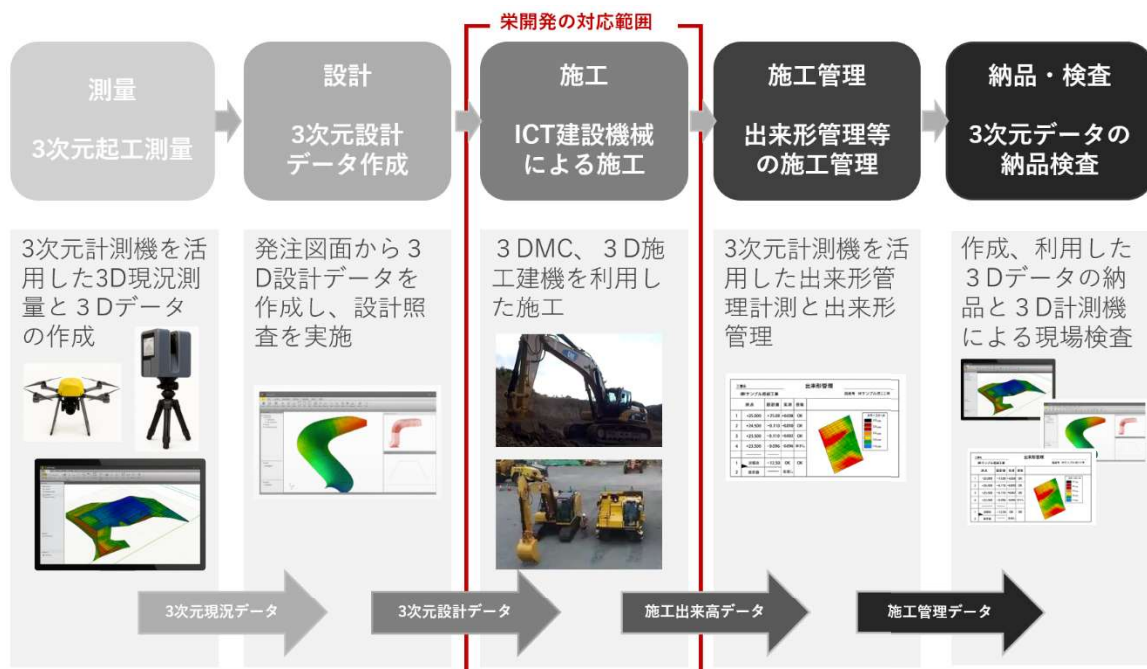
同社では、環境負荷低減および資源効率向上を目的として、建設機械の適正運用および施工の高度化に取り組んでいる。特に、施工工程の中でも自社により管理が可能であり、かつ施工精度が環境負荷に大きく影響する掘削工程を中心として環境配慮および効率化を推進している。

建設機械については、環境性能の高い機種を導入するとともに、業務部と工事が連携し、現場における機械規模が過大とならないよう適正配置を徹底することで、過度な燃料使用や稼働の抑制に努めている。また、保有機械は排出ガス規制に対応した仕様（尿素 SCR システム等）を採用しており、施工段階における排出ガスの低減に配慮している。また、TCFD や CDP 等の環境情報開示の枠組みを踏まえ、環境負荷の把握および管理の高度化に向けた取り組みを進めており、その一環として 2025 年度より CO₂排出量の測定を開始している。

さらに、ICT 施工の活用により、3 次元測量に基づく設計データを用いて施工を行うことで、土量の正確な把握および切土・盛土の最適化を実現し、土砂の無駄な搬出入の削減に取り組んでいる。加えて、同社では主要機械であるバックホーを 51 台保有しており、このうち 14 台が ICT 仕様となっているなど、ICT 建機を活用した施工体制の整備が進められている。

また、ICT 建機を活用した高精度施工により手戻り作業を抑制し、重機の稼働時間削減および燃料消費の低減につなげている。さらに、丁張り設置や検測待ちといった従来施工に伴う待機時間の削減を通じて、重機のアイドリング時間の低減にも取り組んでおり、施工全体の効率化と環境負荷低減を両立している。

〈ICT 施工の工程概要〉



出所：国土交通省 九州地方整備局、栄開発ホームページより当行作成

＜施工現場における汚染物質抑制および廃棄物管理＞

同社では、施工に伴う環境影響の低減に向けて、油類の漏洩防止および使用する建築・土木資材、廃棄物の適正管理に取り組んでいる。

建設機械の稼働に際しては、日常点検および定期メンテナンスを通じて油圧ホースや継手の状態を管理し、燃料や作動油の漏洩防止に努めている。また、万が一漏洩が発生した場合には、迅速な初動対応として油吸着マット等を用いた拡散防止措置を講じることで、周辺土壌や水環境への影響の最小化を図っている。

使用する資材に関しては、元請会社の管理のもと適切に選定を行っており、有毒製品を使用しない施工体制としている。また、廃棄物の発生抑制および適正処理の観点から、作業員に対する教育・周知を徹底しており、新規入場者教育や日常の朝礼・TBM（ツールボックスミーティング：作業開始前に実施する安全面に関する打ち合わせ）を通じて廃棄物削減に関する意識向上に取り組んでいる。発生するアスファルト・コンクリート殻、木くず等の廃棄物については、許可を有する専門業者へ委託し、関係法令および社内ルールに基づき適正に処理を実施している。

加えて、本社および宮城工事事務所におけるLED照明の導入など、事業所レベルでの省エネルギー化にも取り組んでいる。

2.2 社会面の活動

＜従業員の安全確保および働きやすい環境の整備＞

同社は、建設業における労働災害リスクを踏まえ、従業員の安全確保および働きやすい環境の整備に取り組んでいる。

安全管理の面では、安全衛生管理計画に基づき、毎月第3水曜日を「ゼロ災の日」として店社パトロールを実施するとともに、毎月第4月曜日には安全衛生委員会を開催している。これらの活動を通じて、安全大会の実施や熱中症予防対策ルールの策定、従業員の身体機能・特性の把握、避難訓練の実施等、安全・健康に関する各種施策を計画的に推進している。

労働時間管理の面では、毎月の残業時間を一覧化し経営陣で共有するとともに、一定時間を超過する従業員について個別に作業状況を確認し、必要に応じた改善指導を行っている。また、工事工程の平準化や働き方改革の進展を背景に、時間外労働は減少傾向にあり、直近3年間の平均残業時間は月7～12時間程度で推移している。加えて、有給休暇取得の促進に向けて、就業カレンダー上に取得奨励日を設定し、従業員が計画的に休暇を取得できる環境を整備しており、平均取得日数は年間11日～13日程度を維持している。

健康管理の面では、健康診断受診率100%を確保しており、基本的な健康管理体制が構築されている。

さらに同社では、自然災害等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定を進めている。当該計画においては、従業員およびその家族の安全確保を最優先とするとともに、被害の最小化および事業の早期復旧を基本方針として掲げている。また、地震・水害・雪害・感染症等の多様なリスクを想定した対応体制を整備するとともに、安否確認や対策本部の設置、参集体制等の初動対応を段階的に定めているほか、各種訓練の実施を通じて実効性の向上が図られている。

これらの取り組みを通じて、同社は平時・非常時の双方において従業員の安全確保および事業継続体制の強化を進めている。

＜KYトレーニングの様子＞



＜店社パトロールの様子＞



出所：栄開発ホームページ

＜技術力の維持・向上に向けた人材育成の推進＞

同社は、土木施工における技術力の維持・向上を目的として、人材育成および資格取得の支援に取り組んでいる。

具体的には、土木施工管理技士や建設機械施工技士等の資格取得を奨励しており、業務上必要または有用と認められる資格については、受験費用の会社負担等を通じて取得を支援している。その結果、1級・2級土木施工管理技士および建設機械施工技士の有資格者を多数確保しており、施工管理および重機施工の両面において一定の技術基盤を有している。また、建設業経理士についても取得を推進しており、事務職員では1名が資格を取得している。建設業においては、工事別原価管理や経営状況の適切な把握が重要であることから、同資格の取得を通じて、経理・財務面から事業運営を支える人材の育成を図っている。

これらの取り組みを通じて、同社は施工品質を支える技能人材の確保と技術力の維持・向上を図っている。

主要な資格の保有者数			
1級土木施工管理技士	11名	2級土木施工管理技士	9名
1級建設機械施工技士	1名	2級建設機械施工技士	17名

＜安定的な雇用および処遇の確保と人材の活用＞

同社は、従業員の安定的な雇用および処遇の確保にも取り組んでいる。

法定の福利厚生制度を適切に整備・運用するとともに、賃金水準については、建設業における岩手県内平均を上回る水準を確保している。また、近年においても継続的な賃上げを実施しており、今後についても昇給が計画されているなど、従業員の処遇改善に向けた取り組みが図られている。

また、労働災害に備えた補償の充実にも取り組んでおり、法定の労災補償に加えて、上乗せの任意保険に加入することで、万一の場合における従業員および遺族への補償体制を整備している。さらに、感染症の流行や現場休工等、従業員に責のない事情による休業については特別有給休暇として取り扱うなど、就業環境の安定にも配慮している。

また、人材確保に関しては、新卒採用を随時実施するとともに、事業の継続・発展に必要な技術力や実務経験を有する人材を確保するため、中途採用にも継続的に取り組んでいる。今後も、技能労働者の採用に加え、次世代の経営を担う管理職候補の採用を進める方針としており、将来を見据えた人材確保に取り組んでいる。

高齢者雇用に関しては、60歳定年後も本人の希望に応じて65歳まで継続雇用を行い、さらに65歳以降についても個別協議のうえ再雇用契約を更新する制度を整備している。現在においても再雇用者が在籍しており、技能継承および人材確保の観点から活用されている。一方で、育児・介護休業制度については規程を整備しているが、近年は対象者がおらず利用実績はないものの、今後の活用促進に向けた取り組みが期待される。

障がい者雇用に関しては現在実績はないものの、採用および労働環境において障がいの有無にかかわらず公平な就業機会の確保に努めている。なお、建設現場における業務については安全面等への配慮が必要となる場合があるものの、個々の能力や適性を踏まえた受入れを検討する方針である。

2.3 社会経済面の活動

＜広域的な発注を通じた地域中小企業の事業機会創出＞

同社では、東北一円における各種土木工事において、工事規模や内容に応じて地域の中小零細企業へ外注を行っている。外注先については当該工事の特性に応じて選定しており、特定企業との継続的な取引や地域限定での発注を前提とするものではないが、結果として広域にわたる地域企業に対する受注機会の提供につながっている。

また、継続的な協力関係の維持に向けて、請負契約や単価契約の締結等を通じ、地域の実情に応じた取引条件の設定にも配慮している。

これらの取り組みにより、同社は地域の中小零細企業における事業機会の確保および維持に一定程度寄与していると評価される。

2.4 社会面・社会経済面の活動

＜インフラの維持・整備および施工品質向上を通じた地域社会への貢献＞

同社は、土木工事の施工事業を通じて、地域インフラの維持・整備に取り組んでいる。

同社は多様な建設機械を自社で保有しており、これにより機動的かつ柔軟な施工体制を構築している。この強みを背景に、造成工事や道路土工事、ダム関連工事、廃棄物最終処分場拡張工事等、幅広い工種への対応を可能としており、各種工事において実績を積み重ねている。こうした対応力・施工力を通じて、道路、河川、排水施設等の社会インフラの整備・維持管理に広く寄与しており、地域における生活基盤の安定に貢献している。特に、河川・海岸における災害復旧工事や築堤工事、ダム関連工事等を通じて、水災リスクの低減にも寄与している。

また、災害発生時には復旧工事への迅速な対応が求められるなか、同社は保有機械および施工体制を活用し、地域インフラの早期機能回復に向けた役割を担っている。

加えて、元請会社が求める品質基準に対応するとともに、ICT 建機の活用や有資格者による施工管理体制のもと、施工品質の確保に努めている。また、豊富な大規模土工のノウハウを活かし、着工前の段階から元請会社に対して施工方法や安全・品質管理計画に関する提案を行うなど、品質向上に向けた取り組みを実施している。さらに、元請会社、協力会社および建設機械メーカー・仕入業者等との連携を通じて、ICT 建機の定期的なメンテナンスやキャリブレーションを実施し、施工精度の維持・向上に取り組んでいる。

今後は顧客満足度評価制度を導入し、顧客からの評価や要望を収集するとともに、高評価を得た施工プロセスや元請会社との効果的なコミュニケーション手法等を社内で共有・蓄積することで、継続的な施工品質の向上を図る方針である。

これらの取り組みを通じて、同社は地域社会の持続的な発展およびレジリエンスの向上に寄与している。

〈造成工事〉



〈道路災害復旧工事〉



〈ダム建設工事〉



〈最終処分場拡張工事〉



出所：栄開発提供資料

3. インパクトの特定・評価

3.1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた包括的分析

「UNEP FI コーポレートインパクト分析ツール」を用いて、同社の主業種である道路・鉄道工事業、公共事業の建設、およびその他の土木工事業について、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、抽出されたインパクトは以下の通りである。

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		●
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		●
	健康および安全性	-		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●	
		食料		
		エネルギー	●	
		住居		
		健康と衛生		
		教育		
		移動手段	●	
		情報		
		コネクティビティ	●	
		文化と伝統		●
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	●
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		
		民族・人種平等		●
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	-	●	
環境	経済収束	-		
	気候の安定性	-		●
	生物多様性と生態系	水域		●
		大気		●
		土壌		●
		生物種		●
		生息地		●
	サーキュラリティ	資源強度		●
		廃棄物		●

3.2 個別要因を加味したインパクトエリア・トピックの特定

同社のサステナビリティ活動および個別要因を加味して、以下の通りインパクトエリア・トピックの追加・削除を実施した。

インパクト カテゴリ	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ	ネガティブ	追加/削除理由
社会	人格と人の安全保障	現代奴隷		削除	従業員との間で正当な労働契約を結び、法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っているため
		自然災害	追加		河川・海岸工事や災害復旧工事、ダム関連工事等に從事しており、これらの施工を通じて水災リスクの低減および社会インフラの強靱化に貢献しているため
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	削除		同社の事業は、上下水道の整備等・水へのアクセス向上に直接資する事業には該当しないため
		エネルギー	削除		同社の事業は、エネルギーへのアクセス向上に直接資する事業には該当しないため
		教育	追加		建設業において有用な資格の取得支援として受験費用の会社負担等を実施するほか、外部講師による各種教育を行っているため
		移動手段	削除		同社の事業は、道路工事等の施工を担う立場ではあるものの、移動手段の向上に直接資する主体的な取り組みには該当しないため
		コネクティビティ	削除		同社の事業は、情報通信へのアクセス向上に直接資する事業には該当しないため
		文化と伝統		削除	文化財・景観等に十分に配慮し工事を施工しているため
	生計	賃金		削除	県内業種平均を上回る賃金支給により、低賃金および不規則な収入環境には該当しないため
	平等と正義	民族・人種平等		削除	現時点では外国籍人材の雇用実績はないものの、採用や労働環境において国籍や人種等による差別はなく、平等な就業機会の確保に努めているため
		年齢差別		追加	定年後の継続雇用および再雇用制度を整備しており、年齢に起因する雇用機会の制約に対して一定の配慮がなされているため
環境	生物多様性と生態系	生物種		削除	工事受注の際に発注者による許認可や環境アセスメントの実施状況を確認しており、生物多様性と生態系へ配慮した施工を行っているため
		生息地			

以上を踏まえ、最終的に特定した同社のインパクトは以下の通りである。

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	抽出したインパクト		特定したインパクト	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●	●	●
	健康および安全性	-		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●			
		食料				
		エネルギー	●			
		住居				
		健康と衛生				
		教育			●	
		移動手段	●			
		情報				
		コネクティビティ	●			
		文化と伝統		●		
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等				
		民族・人種平等		●		
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者		●		●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●		●	
	インフラ	-	●		●	
環境	経済収束	-				
	気候の安定性	-		●		●
	生物多様性と生態系	水域		●		●
		大気		●		●
		土壌		●		●
		生物種		●		
		生息地		●		
	サーキュラリティ	資源強度		●		●
		廃棄物		●		●

3.3 インパクト評価および SDGs との関連

<環境面の活動>

活動内容	ICT 施工の活用等による施工効率化と環境負荷の低減
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	気候の安定性、大気
	<p>同社が、建設機械の適正運用や ICT 施工の活用を通じて施工効率の向上を図るとともに、環境性能の高い機械の導入や適正配置の徹底により燃料使用量および稼働時間の抑制に取り組んでいる点を確認した。また、排出ガス規制に対応した機械の採用により施工段階における排出ガスの低減に配慮しているほか、ICT 施工を通じた土量最適化や手戻り作業の抑制により、土砂搬出入の削減や重機のアイドリング時間の低減にもつなげている。</p> <p>これらの取り組みは、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出抑制に資することから、気候の安定性に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。また、排出ガスや粉じんの発生抑制にも寄与することから、大気に対するネガティブインパクトの緩和・低減の観点からも評価した。</p>
関連する SDGs	 

活動内容	施工現場における汚染物質抑制および廃棄物管理
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	気候の安定性、水域、土壌、資源強度、廃棄物
	<p>同社が、本社および宮城工事事務所において LED 照明を導入するなど、省エネルギー化に向けた取り組みを実施していることを確認しており、エネルギー使用量および温室効果ガス排出量の削減を通じて、「気候の安定性」に対するネガティブインパクトの緩和・低減にも寄与するものと評価した。</p> <p>また、建設機械の点検・整備を通じた油類の漏洩防止および漏洩時の拡散防止措置を講じている点について、施工に伴う土壌および水環境への影響の最小化が図られていることを確認しており、「土壌」および「水域」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p> <p>さらに、廃棄物の発生抑制および適正管理に向けた教育・周知の徹底により、資源利用の効率化および廃棄物削減が図られている点を確認しており、「資源強度」および「廃棄物」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p>

関連する SDGs	   
-----------	---

<社会面の活動>

活動内容	従業員の安全確保および働きやすい環境の整備
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	<p>自然災害、健康および安全性</p> <p>同社が、安全衛生管理計画に基づく各種安全施策の実施や労働時間管理、健康管理の徹底を通じて従業員の安全確保および健康維持に取り組んでいる点について、労働災害および健康リスクの低減が図られていることを確認しており、「健康および安全性」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p> <p>また、事業継続計画（BCP）の策定および訓練の実施を通じて、自然災害発生時における被害の最小化および早期復旧に向けた体制整備が図られていることを確認しており、「自然災害」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p>
関連する SDGs	  

活動内容	技術力の維持・向上に向けた人材育成の推進
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	<p>教育</p> <p>同社が、従業員の資格取得支援や教育機会の提供を通じて技術力の維持・向上に取り組んでいる点について、技能人材の育成および施工品質を支える技術基盤の強化が図られていることを確認した。</p> <p>これらの取り組みは、教育機会の提供を通じた人材育成に資するものであり、「教育」に対するポジティブインパクトの創出・増大に寄与するものと評価した。</p>
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	<p>社会的保護</p> <p>同社が、業務上必要または有用と認められる資格について、受験費用を会社が負担することで、従業員の経済的負担の軽減および能力開発機会へのアクセス向上を支援していることを確認した。</p> <p>これらの取り組みは、従業員が能力開発に取り組むやすい環境の整備に資するものであり、「社会的保護」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p>

関連する SDGs	
-----------	---

活動内容	安定的な雇用および処遇の確保と人材の活用
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	<p>雇用、賃金</p> <p>同社が、岩手県内の建設業平均を上回る水準の賃金を確保するとともに、継続的な賃上げを実施・計画している点について、従業員の安定的な所得確保および処遇改善が図られていることを確認した。</p> <p>また、同水準の処遇を継続的に提供することにより、従業員の就業意欲の向上や技能人材の確保・定着につながっているものと考えられるほか、高齢者の継続雇用および再雇用制度の整備を通じて就労機会の提供が図られている点も確認しており、雇用機会の確保および人材活用の観点から評価した。</p> <p>これらの取り組みは、「賃金」および「雇用」の両面から働きがいのある就業環境の形成に寄与するものであり、ポジティブインパクトの創出に資するものと評価した。</p>
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	<p>社会的保護、年齢差別、その他の社会的弱者</p> <p>同社が、法定の福利厚生制度を適切に整備・運用するとともに、労災補償に加えて上乗せの任意保険に加入し、万一の場合における従業員および遺族への補償体制を整備している点や、従業員に責めない事情による休業について特別有給休暇として取り扱うなど、就業環境の安定に配慮している点を確認した。これらの取り組みは、従業員の生活基盤の安定およびリスク時の所得補償に資するものであり、「社会的保護」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p> <p>また、定年後の継続雇用および再雇用制度の整備を通じて高齢者に対する就労機会の確保が図られている点について、年齢に起因する雇用機会の制約に対する配慮がなされていることを確認しており、「年齢差別」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p> <p>さらに、障がい者雇用に関して現在実績はないものの、採用および労働環境において障がいの有無にかかわらず公平な就業機会の確保に努めていることを確認した。なお、業務内容によっては安全面等を考慮した配置を行うものの、個々の状況に応じた受入れを検討する方針であることを確認しており、「その他の社会的弱者」に対するネガティブインパクトの緩和・低減に寄与するものと評価した。</p>

関連する SDGs	 
-----------	---

<社会面・社会経済面の活動>

活動内容	広域的な発注を通じた地域中小企業の事業機会創出
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	<p>零細・中小企業の繁栄</p> <p>同社は、東北一円における土木工事の施工に際し、工事規模や内容に応じて地域の中小零細企業への外注を行っており、広域にわたる地域企業に対する受注機会の提供に寄与していると評価される。また、請負契約や単価契約の締結等を通じて取引条件の設定にも配慮しており、地域の中小零細企業の事業機会の確保および維持に一定程度寄与していると考えられる。</p> <p>これらの点を踏まえ、「零細・中小企業の繁栄」に対してポジティブインパクトを有するものと評価した。</p>
関連する SDGs	

活動内容	インフラの維持・整備および施工品質向上を通じた地域社会への貢献
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	<p>自然災害、インフラ</p> <p>同社は、土木工事の施工事業を通じて社会インフラの維持・整備に取り組んでおり、道路、河川、排水施設等の整備・維持管理を通じて地域の生活基盤の安定に貢献している点を確認した。また、ICT 建機の活用や有資格者による施工管理体制のもと、元請会社が求める品質基準への対応および施工品質の確保・向上に取り組んでいることを確認した。これらの取り組みは、インフラに対するポジティブインパクトの創出に資するものと評価した。</p> <p>また、河川・海岸工事や築堤工事、ダム関連工事等を通じた水災リスク低減への寄与に加え、災害発生時における迅速な復旧対応を通じて地域インフラの機能回復を担っている点を確認しており、自然災害に対するポジティブインパクトの創出および地域レジリエンスの向上に寄与するものと評価した。</p> <p>さらに、今後は顧客満足度評価制度を導入し、顧客からの評価や施</p>

	工ノウハを継続的な品質改善に反映することで、社会インフラの品質向上に取り組む方針であることを確認した。
関連する SDGs	<div>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</div> <div>11 住み続けられるまちづくりを</div> <div>13 気候変動に具体的な対策を</div>

3.4 インパクトニーズの確認

<日本におけるインパクトニーズ>

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、日本のインパクトニーズと同社のインパクトの整合性を確認した。同社のインパクトと関連する SDGs は「3,4,7,8,9,10,11,12,13」であることに對し、日本における SDGs ダッシュボードでは「3,4,8」においては課題が残る、「7,9,10,11,12」においては重大な課題が残る、「13」においては深刻な課題が残るとされており、日本のインパクトニーズと同社のインパクトが整合的であることを確認した。

Japan

OECD members

BACK OVERVIEW INDICATORS FACT SHEET POLICY EFFORTS



SDG Dashboards and Trends

Click on a goal to view more information.



Dashboards: ● SDG achieved ● Challenges remain ● Significant challenges remain ● Major challenges remain ● Information unavailable

Trends: ↗ On track or maintaining SDG achievement ↗ Moderately improving → Stagnating ↓ Decreasing ** Trend information unavailable

出所：SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT

<岩手県におけるインパクトニーズ>

同社の主要事業エリアである岩手県が策定した「いわて県民計画（2019～2028）」を参照し、岩手県が求めるインパクトニーズと同社のインパクトとの整合性を確認した。同計画は、県民が互いに支え合いながら幸福を追求できる地域社会の実現を目的としており、その基本目標である「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」は、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」と方向性を同じくするものである。

計画の推進に際しては、健康、教育、環境、安全、産業・雇用、参画など 10 の政策分野を SDGs17 ゴールと体系的に関連づけ、各分野に客観的指標（いわて幸福関連指標）を設定して進捗管理を行う仕組みが導入されている。これは、SDGs の考え方を県政運営に組み込み、政策の PDCA サイクルに活用する取り組みとして特徴的である。

これらを踏まえて検証した結果、同社の取り組みおよび創出するインパクトは、岩手県が推進する政策分野や達成を目指す SDGs と高い整合性を有していることを確認した。すなわち、同社の事業は岩手県のインパクトニーズに適合し、地域の持続可能性向上に寄与するポジティブなインパクトを発揮し得るものと評価できる。

Sustainable Goals	10の政策分野									
	健康・余暇	家族・子育て	教育	居住環境・コミュニティ	安全	仕事・収入	歴史・文化	自然環境	社会基盤	参画
1 貧困をなくそう										
2 飢餓をゼロに										
3 健康と長寿を促す										
4 質の高い教育をみんなに										
5 女性への平等										
6 安全な水とトイレを世界中に										
7 経済を成長させ、雇用を創出										
8 働きがい、経済成長、雇用										
9 産業、イノベーション、基盤										
10 人や国、地域間の公平										
11 住み続けられるまちづくりを										
12 持続可能な消費と生産										
13 気候変動に具体的な対策を										
14 海の豊かさを守ろう										
15 陸の豊かさも守ろう										
16 公正で平和な社会を築こう										
17 パートナーシップで目標を達成しよう										

出所：いわて県民計画（2019～2028）

<北日本銀行が認識する社会課題との整合性>

北日本銀行は、SDGs の達成に向けた姿勢を明確化するため、2020 年 6 月に「きたぎんグループ SDGs 宣言」を制定し、経営理念である「地域密着」「健全経営」「人間尊重」のもと、地域の持続的な発展に向けた取り組みを推進している。さらに 2022 年 6 月には、地域経済の発展、ダイバーシティの推進、環境課題への対応、ガバナンス高度化の 4 領域で構成される「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に向けた経営を強化している。

検証の結果、同社の取り組みおよび創出するインパクトは、北日本銀行が掲げる「SDGs 宣言」および「サステナビリティ方針」、並びに同行が認識する社会課題と整合的であることを確認した。



4. KPI の設定

特定したインパクトエリア・トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、同社のサステナブル経営を強化する特に重要な項目について、以下の通り KPI が設定された。

4.1 環境面

インパクトエリア・トピック	気候の安定性、大気： NI の緩和・低減
取組施策	掘削・整形工程における施工効率化と環境配慮
KPI	①2029 年度までに、保有バックホーに占める ICT 仕様機の割合を 40%以上とする。 (2026 年 3 月末時点：14/51 台、27%)
関連する SDGs	13 気候変動に具体的な対策を

4.2 社会面

インパクトエリア・トピック	健康および安全性： NI の緩和・低減
取組施策	従業員の安全確保および健康管理の推進による職場環境の向上
KPI	<p>②労働災害指標における度数率・強度率について、以下の通りとする。</p> <p>2026 年度：算定の開始および基準値の確立</p> <p>2027 年度以降：基準値を下回る水準を維持する</p> <p>③健康診断再受診率について、以下の通りとする。</p> <p>2026 年度：算定の開始</p> <p>2027 年度以降：再受診率 100%を維持する</p>
関連する SDGs	 

インパクトエリア・トピック	<p>教育： PI の創出・増大</p> <p>社会的保護、その他の社会的弱者： NI の緩和・低減</p>
取組施策	資格取得支援を通じた人材育成および多様な人材活用の推進
KPI	<p>④受験費用の会社負担等による資格取得支援を継続し、2026 年度以降、土木施工管理技士 2 級または建設機械施工技士 2 級以上の新規取得者数を各年度 3 名以上とする。</p> <p>(2023 年度：5 名、2024 年度：1 名、2025 年度：1 名)</p> <p>⑤受験費用の会社負担等による資格取得支援を継続し、2027 年度までに、建設業経理士 2 級以上の保有者数を 3 名以上とする。</p> <p>(2025 年度：1 名)</p> <p>⑥2027 年度までに、障がい者雇用の推進を通じて 1 名以上の雇用を実現し、法定雇用率の充足に向けた取り組みを進める。</p>
関連する SDGs	  

4.3 社会経済面

インパクトエリア・トピック	インフラ：PI の創出・増大
取組施策	施工品質向上に向けた顧客満足度評価制度の導入
KPI	⑦2026 年度内に、顧客満足度評価制度を導入し、2027 年度以降満足度 80%以上を維持する。
関連する SDGs	 

なお、以下のインパクトトピックについてはネガティブインパクトが抽出されたものの、適切に緩和・低減がなされていると評価されるため KPI を設定しない。

インパクト カテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	KPIを設定しない理由
社会	平等と正義	自然災害	自然災害リスクの低減への貢献については確認できるものの、その効果を同社単独の取組成果として定量的に把握することが困難であるため
		年齢差別	定年退職後の再雇用制度に基づいた雇用を実施し、高齢者の就労機会確保に貢献しているため
環境	生物多様性と生態系	水域	油類の漏洩防止および漏洩時の拡散防止措置により、水環境への影響の緩和・低減が図られているため。
		土壌	建設機械の適切な点検・メンテナンスを通じた油類の漏洩防止に加え、万が一漏洩が発生した場合にも、迅速な初動対応により周辺環境への影響の最小化が図られているため
	サーキュラリティ	資源強度	ICT施工の活用により土量の正確な把握や切土・盛土の最適化が図られており、資材利用の効率化を通じた環境負荷低減を実施しているため 資源使用量は工事ごとの設計条件や地盤条件等に大きく依存する側面があり、同社単独での定量的な管理には一定の制約があるため
		廃棄物	作業員に対する教育・周知の徹底により発生抑制および適正処理に向けた意識向上が図られており、施工現場における廃棄物管理の適正化に取り組んでいるため 廃棄物の発生量は工事内容や発注者の仕様等に依存する要素が大きく、さらに処理工程においては外部業者の関与もあることから、同社単独での定量的な管理には一定の制約があるため

5. マネジメント体制

栄開発では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 扇畑芳弘 氏が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーや SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、代表取締役 扇畑芳弘 氏を中心に、KPI の達成に向けて一丸となって取り組んでいく。

最高責任者	代表取締役 扇畑 芳弘
-------	-------------

6. モニタリング

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、北日本銀行と栄開発の担当者が定期的に面談し、共有する。また、栄開発は少なくとも年に 1 回書面において KPI の達成および進捗状況を報告する。

北日本銀行は、同社に対し適切な助言・サポートを提供し、KPI 達成を支援する。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 北日本銀行は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、北日本銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点の計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト・金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈評価書作成者および本件問い合わせ先〉

株式会社北日本銀行

フィナンシャルイノベーション&ソリューション部

調査役 佐々木 舜也

〒020-8666

岩手県盛岡市中央通り一丁目6番7号

TEL：019-653-1111 FAX：019-652-7717

第三者意見書

2026 年 10 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社栄開発に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北日本銀行

評価者：株式会社北日本銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北日本銀行（「北日本銀行」）が株式会社栄開発（「栄開発」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、北日本銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北日本銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北日本銀行にそれを提示している。なお、北日本銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北日本銀行は、本ファイナンスを通じ、栄開発の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、栄開発がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

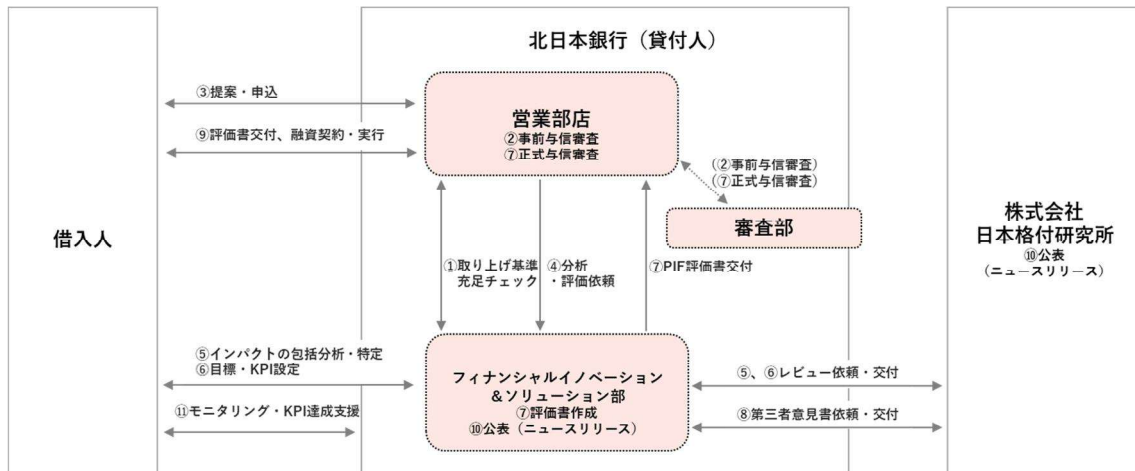
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北日本銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北日本銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：北日本銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北日本銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北日本銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て北日本銀行が作成した評価書を通して北日本銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、北日本銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である栄開発から貸付人・評価者である北日本銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、見えない損害、またはその他の損害を、何れも賠償するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクを判断し、個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル